

経済産業省告示第三百三十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二一の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素を次のように定め、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 松田 岩夫

輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素は、次の各号に定めるものとする。

- 一 数量が三百ギガベクレル以上のもの（密封されたものに限る。）
- 二 数量が百ギガベクレル以上三百ギガベクレル未満のものであって、次のいずれかに装備されているもの
イ 透過写真撮影用ガンマ線照射装置
ロ 近接照射治療装置